**本人確認及び販売記録の作成等に関連する個人情報等の取扱いの留意点について**

別紙３

事業所におけるガソリンの容器への詰め替え販売に当たって、本人確認及び販売記録の作成等に関連して個人情報を取扱う際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 （平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）の規定を踏まえ、以下に掲げる事項等に特に留意すること。

（１）利用目的の通知

消防法令に基づき本人確認及び購入者の記録・保存をすることが個人情報の利用目的である旨を購入者に通知すること。

（２）安全管理措置

従業者以外の者が販売記録を閲覧等することができないよう、紙台帳の場合は施錠できる場所に保管、電磁的記録の場合は外部からアクセスできないよう保存するなど、安全管理のための措置を講じること。

また、作成後、保存期間（１年を目安）が経過した場合は遅滞なく廃棄すること。廃棄に当たっては、焼却する又はシュレッダーを使用するなど、廃棄後の漏えい防止に配慮すること。

（３）第三者提供の制限

取得した顧客の個人情報は、以下に掲げる場合等を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに第三者に提供してはならないこと。

①　法令に基づく場合

②　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得

ることが困難であるとき。

③　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（４）従業者の監督

上記に掲げる事項その他個人情報保護法の規定を従業者が遵守するよう、必要かつ適切な監督を行うこと。

（５）特定個人情報の収集等の禁止

マイナンバー法は、同法で定める場合以外の特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の収集・保管を禁止している。このため、販売記録の作成に当たり、マイナンバーカードの裏面のマイナンバーのコピーや書き取り等を行わないこと。